

屋外広告物にはルールがあります



**面積や高さ、色彩などが
決まっています。**

地域ごと（商業地、住宅地、国県道沿道など）に、掲出できる面積や高さなどの基準があります。

伊豆の国社



建物からはみ出す
屋上広告

スーパー
伊豆の国



高すぎる独立広告



なるほど。
まずは、**窓口**へ
相談だな！

あなたの会社やお店の看板は大丈夫ですか？



**看板による事故は、
会社やお店の信用も落
とします。**

**まず、ご自分の看板を
確認してください。**



著しく破損、老朽化したもの



倒壊や落下のおそれのあるもの



今ある看板に
ついても一度
窓口に**相談**を
してみるか！

●お問い合わせ先●

伊豆の国市都市整備部都市計画課
〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1
TEL 055-948-2909 FAX 055-948-1468

●伊豆の国市ホームページ●

<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/>

【説明】ホーム > まちづくり > 開発・建築・景観の規制等 > 屋外広告物について

詳しいルールはこちらから



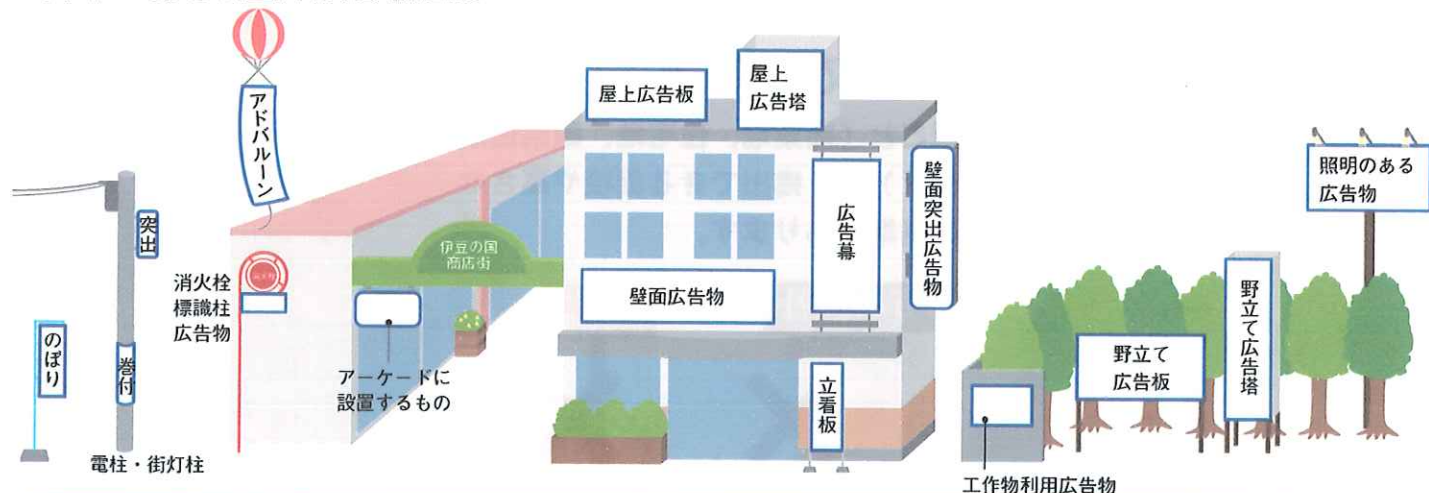
▲市ホームページ

事業主(広告主)の皆さまへ ～伊豆の国市からのお知らせ～

屋外広告物にはルールがあります

～伊豆の国市屋外広告物条例～

街中にある、屋外広告物とは……



原則として許可が必要です

看板、のぼり旗等の屋外広告物を掲出するときは、
原則として伊豆の国市長の許可が必要です



お店の看板を出したいけど、申請が必要なの？

多くの場合、申請が必要になります。
看板の大きさや設置場所によっては看板を出
せないこともあります！

すでに看板を出しているお店はどうしたらいい？

申請が必要な場合があります。
現状の写真や看板の図面などを用意いただき、
市にご相談ください。

自分の店の看板だし、面倒なんだけど、なんで
こんなことする必要があるの？

まずは適切な安全管理をしていただくためで
す。それに、きちんとお手入れされた綺麗な
看板は、まちの景観も良くして、お店の信頼
感もアップさせます。
なにかご不明な点があれば、いつでも市の窓
口にご相談ください！